

平成18年第4回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成18年12月12日 午前10時05分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
総 務 課 長	河原井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加藤木 昭 博
税 務 課 長	加倉井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿久津 和 文
会 計 課 長 (収 入 役 職 務 代 理 者)	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 73 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第 74 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 75 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 76 号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について

- 日程第7 議案第77号 城里町副町長定数条例の制定について
- 日程第8 議案第78号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例の制定について
- 日程第9 議案第79号 城北地方広域事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第80号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 日程第11 議案第81号 城里町と水戸市との境界の変更について
- 日程第12 議案第82号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第83号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第84号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第15 議案第85号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第86号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第17 議案第87号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第18 議案第88号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）について
- 日程第19 議案第89号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2
号）について
- 日程第20 議案第90号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 陳情第7号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める陳情
- 日程第22 陳情第8号 本町商工業の活性化に関する陳情書
- 日程第23 要望第3号 飲酒運転の追放の議決を求める要望書
- 日程第24 報告第15号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第25 報告第16号 総務常任委員会視察研修報告書
- 日程第26 報告第17号 教育民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第27 報告第18号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第28 報告第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町規則の
整備に関する規則
- 日程第29 報告第20号 城里町排水設備指定工事店規則の制定
- 日程第30 報告第21号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）
- 日程第31 所管事務調査の報告について

1. 本日の会議に付した事件

議案第73号

議案第74号

議案第75号
議案第76号
議案第77号
議案第78号
議案第79号
議案第80号
議案第81号
議案第82号
議案第83号
議案第84号
議案第85号
議案第86号
議案第87号
議案第88号
議案第89号
議案第90号
陳情第8号
要望第3号
一般質問

午前10時05分開会

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

平成18年第4回城里町議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び平成18年度補正予算などであります。よろしくご審議をお願い申し上げるものであります。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員数は18名です。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長田上 勤君。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君） 諸般の報告をいたします。

まず最初に、9月分でございます。

9月3日、日曜日、第1回城里町商工人ソフトボール大会、常北運動公園野球場。議長出席でございます。

16日、土曜日、第13回常北地方中学新人サッカー大会、上古内多目的運動広場。議長、教育民生常任委員長出席でございます。

25日、月曜日、農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里。小松崎、三村、南條委員出席でございます。

26日、火曜日、城北地方広域事務組合議会定例会、コミュニティセンター城里。議長、小松崎、三村、寺田、南條、小林祥宏、関委員出席でございます。

29日、金曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵監査委員出席でございます。

30日、土曜日、第57回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会、茨城県立消防学校。正副議長ほか出席でございます。

10月でございます。

10月17日、火曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵監査委員出席でございます。

同じく17日、農業委員会運営委員会、コミュニティセンター城里。三村委員出席でございます。

19日、木曜日、水戸地方農業共済事務組合出納検査、茨城町本所。松崎議員出席でございます。

24日、火曜日、農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里。三村、南條委員出席

でございます。

26日、木曜日、城北地方広域事務組合出納検査、コミュニティセンター城里。南條委員出席でございます。

30日、月曜日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び定例会、笠間市役所。飯村議員、阿久津則男議員出席でございます。

31日、火曜日、町村議長行政視察、岩手県ほか。議長出席でございます。

11月でございます。

11月6日、月曜日、茨城県市町村総合事務組合先進地視察、静岡県浜松市、磐田市。議長出席でございます。

7日、火曜日、水戸地方農業共済事務組合全員協議会定例会、茨城町本所。松崎、杉山議員出席でございます。

8日、水曜日、笠間地方広域事務組合議会視察研修、群馬県方面。飯村、阿久津則男議員出席でございます。

10日、金曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵監査委員出席でございます。

同じく10日、平成19年度県政要望に関する懇談会、県市町村会館。議長出席でございます。

13日、月曜日、常北高校の将来を考える協議会、常北高等学校会議室。議長、教育民生常任委員長出席でございます。

14日、火曜日、区長会先進地視察研修、福島県田村市。総務常任委員長出席でございます。

16日、木曜日、常北地方広域事務組合議会定例会、コミュニティセンター城里。議長、三村、寺田、南條、小林祥宏議員、関議員出席でございます。

18日、土曜日、水戸ホーリーホック市町村の日、城里町の日、笠松運動公園陸上競技場。議長出席でございます。

20日、月曜日、平成18年度第1回市町村負担金審議会委員会、県市町村会館。議長出席でございます。

22日、水曜日、第50回町村議会議長全国大会、東京都・NHKホール。議長出席でございます。

27日、月曜日、農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里。三村、南條議員出席でございます。

同じく27日、地方分権改革推進全国大会、東京都・県政記念館。議長出席でございます。

以上、3カ月の諸般の報告でございました。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

16番 阿久津 尚 一 君

17番 小 坏 孝 君

1番 河原井 大 介 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る12月5日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます議案18件、陳情2件、要望1件、報告7件、合わせて28件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から12月15日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月15日までの4日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程どおり、本日から12月15日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人1名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際こ

れを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は、平成18年第4回の定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には、年末、公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、議員各位には、町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます次第であります。

本定例議会にご提案申し上げます議案は18件であります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつにかえたいと思います。

大変ご苦労さまでございます。

議案第73号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について

議長（小林 宏君） これより、日程第3、議案第73号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第73号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例についてであります。国において、地方分権の推進に資するとともに、地方自治体の自主性自立性を高めるために、地方自治法の一部を改正する法律を平成18年6月7日に公布されたことに伴い、城里町の関係条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第74号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第4、議案第74号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第74号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現今の行財政を取り巻く環境が極めて厳しいことから、非常勤特別職の職員においても報酬額を引き下げるため条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第75号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第5、議案第75号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第75号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年度の人事院勧告に基づき、県の指導のもと勧告どおり実施するため条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第76号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第6、議案第76号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第76号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公共下水道事業及び農業集落排水事業のそれぞれに指定している排水設備指定工事店を一元化するため条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第77号 城里町副町長定数条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第7、議案第77号 城里町副町長定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第77号 城里町副町長定数条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、助役の名称が副町長と改正され、さらに、定数を条例で規定するように改正されたため制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第78号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第8、議案第78号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第78号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例の制定についてであります。平成18年度分からの農業集落排水事業国庫補助事業に係る町債の償還に充てる財源として、茨城県から交付される交付金を基金に積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定により制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第79号 城北地方広域事務組合理約の変更について

議長（小林 宏君） 次に、日程第9、議案第79号 城北地方広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第79号 城北地方広域事務組合理約の変更についてあります。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第80号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

議長（小林 宏君） 次に、日程第10、議案第80号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第80号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定に基づき、75歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、茨城県内の全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」を設置するため、地方自治法第291条の11の規定により準用する同法第284条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第81号 城里町と水戸市との境界の変更について

議長（小林 宏君） 次に、日程第11、議案第81号 城里町と水戸市との境界の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第81号 城里町と水戸市との境界の変更についてであります。県営畑地帯総合整備事業飯富岩根地区の土地改良事業が施行されたことに伴い、城里町と水戸市との境界を変更するため、地方自治法第7条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第82号 町道路線の廃止について

議長（小林 宏君） 次に、日程第12、議案第82号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第82号 町道路線の廃止についてであります。大字下古内地内町道0221号線について、県道日立笠間線の旧道部分を移管されることに伴い、廃止するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第83号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第13、議案第83号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第83号 町道路線の認定についてであります。まず、大字下古内地内町道0221号線については、県道日立笠間線の旧道部分が移管されることに伴い、次に、大字錫高野地内町道8-1223号線については、県道錫高野石塚線の錫高野地内交差点工事が終了し旧道部分が移管されることに伴い、さらに、大字大網地内町道201号線から町道204号線までの4路線については、県道真端水戸線の旧道部分が移管されることに伴い、それぞれ認定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第84号 工事変更請負契約の締結について

議長（小林 宏君） 次に、日程第14、議案第84号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第84号 工事変更請負契約の締結についてであります。城里町立小松小学校屋内運動場改築工事の契約金額に変更が生じたことに伴い、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第85号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第15、議案第85号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第85号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,495万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ100億6,650万2,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、県支出金、財産収入及び繰入金を追加し、国庫支出金を減額するものであります。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第86号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第16、議案第86号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第86号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,636万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億894万3,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、財産収入、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税及び県支出金を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、介護納付金、基金積立金及び諸支出金を追加し、老人保健拠出金及び共同事業拠出金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,486万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,111万1,000円とするものです。

歳入では、診療収入、県支出金及び繰入金を追加し、町債を減額するものです。

歳出では、医業費を追加し、総務費及び施設整備費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第87号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第17、議案第87号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第87号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,044万円とするものです。

歳入では、保険料を追加するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加し、地域支援事業費を減額するものであります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第88号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第18、議案第88号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第88号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,679万3,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第89号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第19、議案第89号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第89号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ260万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,760万円とするものです。

歳入では、町債を追加するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第90号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第20、議案第90号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第90号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入では、受託工事収益、受取利息、他会計補助金を追加し、収入総額を5億5,815万7,000円とするものです。

収益的支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費を追加し、また、総係費を減額し、支出総額を5億5,815万7,000円とするものです。

資本的収入では、企業債、一般会計補助金を追加し、また、国庫補助金を減額し、収入総額を4億6,056万円とするものです。

資本的支出では、資産購入費を追加し、また、配水管布設費、水道建設事業費を減額し、支出総額を6億1,289万6,000円とするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

陳情第8号 本町商工業の活性化に関する陳情書

要望第3号 飲酒運転の追放の議決を求める要望書

議長（小林 宏君） 次に、日程第22、陳情第8号 本町商工業の活性化に関する陳情についてないし日程第23、要望第3号 飲酒運転の追放の議決を求める要望書の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

14番鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第8号ないし要望第3号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情1件及び要望1件の2件の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第8号 本町商工業の活性化に関する陳情書については、産業建設常任委員会へ、また、要望第3号 飲酒運転の追放の決議を求める要望書については、所管の教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここで、お諮りいたします。

陳情並びに要望の付託先については、ただいま議会運営委員長の発言のとおり、陳情第8号については産業建設常任委員会へ、また、要望第3号については教育民生常任委員会へ付託することとし、会期中の審査とすることとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情1件、要望1件については、所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） これより一般質問に入ります。

1回目の質問は登壇の上、2回目以降は自席にてお願いいたします。

また、質問回数は3回までです。質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

一般質問は、通告書に記載した項目数、要旨によりお願いいたします。

また、類似した質問が出たときは、後から質問をされる方は重複しないようお願いいたします。

それでは、通告第1号、5番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

5番（飯村吉伊君） 通告1番、5番飯村吉伊の一般質問に入ります。

私の一般質問につきましては、質問事項で4つほどございます。

1としまして、平成19年度予算編成について、2番としまして、今後の農業農政対策について、さらに、3番、少子化対策事業の取り組みについて、4番としまして、防犯対策事業の4件について、町長並びに教育長にお尋ねいたします。

まず最初に、平成19年度予算編成についての質問でございます。

町長の平成19年度施政方針の大綱をお伺いいたします。

町長は、平成18年度城里町づくりの理念ついて、人と自然が響き合い、ともに輝く住みよいまちづくりを基本としておりました。さらに、町民参加と協働のまちづくりに全力で取り組むことで18年度は目標を定めております。したがって、平成19年度も基本目標は多分同じであろうと思われま。

国は、本格的な地方分権の確立により、三位一体の改革をされ、意識の構造改革をされております。さらに、平成19年度の城里町の予算では、どのように改革されてるのかをお尋ねしたいと思ひます。

事業面では、平成18年度の骨格は消防署所の整備、さらには、小松小学校の屋内運動場の改築等が主体であったかと思ひますが、19年度の事業面での骨格はどういうものであろうかお尋ねしたいと思ひます。

続きまして、2番としまして、平成19年度予算規模についてお伺いいたします。

平成19年度の予算については、事務ベースではほぼ大まかな集計がされていると思ひます。平成19年度の予算では、総額98億6,000万円でありましたが、本年度のそれらに対しての前年度対比は総額でどのくらいの伸びか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

さらに、歳入面では、18年度は18億円が、町税の大まかな18%が財源でございました。財源の主体性を持っている交付税につきましては、地方交付税と特別交付税がござひますが、前年度は38億円、40%を占めているような状況でございました。さらに、町債が約12億5,800万円、12%くらい占めており、それらの3部門で、町の財源の約70%を占めております。それで、平成19年度の予算についてはどのように変化しているのかをお尋ねしたいと思ひます。

歳出面では、消防署所が19年度から稼動すると聞いておひますが、18年度ではその消防関係の委託費、負担金、水戸市に3億1,200万円、笠間広域には3,800万円、合計3億5,100万円の負担をしておひますが、平成19年度は水戸市に支払いをする金額は、どのくらいの金額の負担金になろうかと思ひます。これらの負担金については、予算時期ですので、ほぼもう割り当てが決まっていると思ひますので、負担金についてもお伺いしたいと思ひます。

それから、大きい2番で、今後の農業農政対策についてお尋ねします。

集落営農・担い手対策事業の認定と現在の進捗状況についてお伺いいたします。

広報「しろさと」の12月号に集落営農の報告がありまして、3地区が設立したとの報告がありました。さらにその後の進捗状況、さらには今後の見込み、それらについてお伺いしたいと思ひます。

2番としまして、今後の集落営農・担い手対策事業の進め方についてお伺いしたいと思ひます。

集落営農・担い手対策事業につきましては、終戦後の農地解放以来の農業農政改革であ

ろうと私は思っております。しかしながら、そのほとんどの農家の人は、この実態を把握されておりません。今後、集落営農・担い手対策事業については、これからの農業の核となり、さらには、どのようにこの集落営農・担い手対策事業について役場では推進していくのかをお尋ねしたいと思います。

3番としまして、その集落営農の中の事業でございますが、品目横断的経営安定対策事業の進め方についてお伺いいたします。

品目横断的経営安定対策については、集落営農のかなめであり、農業経営の核となり、農産物の価格安定化を図る重要な対策事業であります。この事業につきましては、米、麦、さらには大豆であります。今まで3集落が設立された集落については、麦と大豆栽培農家が大半でございます。これらについては、麦、大豆の補償価格を持つには11月までに認可を取りなさいよということで、設立の運びとなったのが原因だと思っております。

さらに、一番幅広い米を主体とした集落は、一番水田再編対策事業の転作率が非常に関係してきますので、これらについての考え方と非常に難しい面があるかと思っております。一番転作の達成率がかなめになってこようかと思っておりますので、この辺を絡めた推進の仕方、それらについてお伺いしたいと思います。

次は、(4)番目で、集落営農の担い手対策事業から取り残された農家の対策はどのようにしていくのか。集落担い手対策事業から取り残された農家については、品目横断的経営安定対策から当然取り残されるわけでございますので、農業価格の補償もなく、多分農業経営は安定しないと思っております。そうなれば、農業経営は崩壊してしまうと思っております。これらについての今後の町の行政の対策についてお伺いしたいと思います。

大きい3番目で、少子化対策事業の取り組みについて。

1番目としまして、女性が安心して働きながら子育てができるように、学童保育についてどのように考えているかをお尋ねしたいと思います。

現在、城里町で実施している学童保育事業につきましては、石塚小学校、小松小学校、それから保育所で2カ所と、合計4カ所で1年生から3年生を中心に実施しているとのことでございます。旧常北町には4カ所ございますが、旧桂村、七会村には1カ所もございません。

その中で、その必要性を感じ、城里町立の七会保育所の父兄の方でアンケート調査をいたしました。対象者は28名でございます。そのうち回答された方が22名ございまして、回収率は78.5%でございます。その集計の結果は、「学童保育があれば利用する」と解答された方は22名中19名、86%の方が学童保育の必要性を要望しております。地域格差のない学童保育を望んで、町長にお伺いしたいと思います。

さらには、教育長にお伺いいたしますが、少子化対策事業の取り組みとして、来年度から全国で小学校の放課後教室を実施すると、平成18年8月29日の読売新聞に掲載されておりますが、文部科学省と厚生労働省は、来年度から全国すべての公立学校で放課後も児童

を預かることを決め、そして児童を預かるということですが、そのスタッフは教員のOB、地域住民で勉強やスポーツのプログラムを用意して、児童が放課後を学校で過ごせる環境を整え、共働きの家庭の子供にはさらに時間を延長するとされており。これらについて、平成19年度、国では総事業費約1,000億円を見込んでいるとのことですが。城里町の対応としてはどのように対応するのか、教育長にお伺いいたします。

さらに、防犯対策でございますが、大きい4番で防犯対策について。

西小学校の生徒は、遠距離で通学路が冬期になると夕方暗くなってしまいます。そのような状況の中で、犯罪のおそれがあると想定されます。そこで、その対策としまして、防犯灯の設置、これについては増設になるかと思えます。今市市の誘拐殺人が1年を過ぎてもまだ犯人が見つからないような状況で、このように小さいお子さんに対しまして、最近犯罪が多うございます。その対策としましては、1つは、防犯灯の対策だと思えます。

そのところで、私、防犯灯の西小周辺の調査をいたしました。西小の生徒はほとんどが県道を主体にして通学しているわけですが、その中で、県道の太子笠間線の中で一番暗く防犯灯がついていなかったのは、七会支所の裏側、その辺のところが暗くて、実際には大谷原から大沢、そちらの方から通学している生徒さんは、多分夜は暗かったと思えます。さらには、鶏足山片庭線では、下赤沢と上赤沢の境のあたりが山林が多くてその辺が暗うございました。

それから、水戸真端線では、大網集落のほとんどの県道には防犯灯がついてございません。さらに、県道で防犯灯がついているところでも、大体電柱の4本から5本間隔で、そうすると大体200メートルから300メートルぐらいの間隔に1カ所ぐらいのところでございます。さらには、ついていても防犯灯が歩道の反対側についてなくて、生徒が通学する下は本当に暗いような状況でございました。これらの対策について、町長よりお伺いしたいと思えます。

以上、第1回目の質問について終わります。

議長（小林 宏君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 5番飯村吉伊議員からの一般質問であります。第1点目は、平成19年度の予算編成についてということで、予算編成の方針、また、予算の規模等についてご質問がございました。

平成19年度の予算編成等につきましては、国の三位一体の改革に伴う税源移譲等の実施が、定率減税の廃止など税制改正による個人町民税の増加が見込まれるものの、これら制度改正に伴って、いわゆる所得譲与税などが廃止、縮減されるということでもあります。そういう中で、地方交付税につきましては、新型交付税の導入など抜本的な制度改正が避けられないということで、総体的には大幅な歳入の減額が予想をされるところであります。

財政運営につきましては、厳しい状況になっているということを予測をしております。町の総合計画や合併の建設計画、そういうものに沿って、事業を選択しながら進めてまいりたいと思っております。

総体的には、予算編成において財源不足につきましては基金の取り崩し、そういうものにも対応しながらやっていきたいと思いますが、基金も枯渇状態にあるわけでありまして、平成19年度の予算編成に当たりましては、現在取りまとめ中でありまして、そういう中で、財政担当にも非常に厳しい状況の中にあるということで、取りまとめを現在実施中でありまして、具体的な内容等につきましては、それらがまとまった段階でお知らせをいたしたいと思っております。

また、19年度の予算規模についてであります、平成17年が93億円、18年が98億円ということですが、いずれにしても、平成18年の98億円よりはずっと少なくなるとそういうふうにお思っております。そういうもので、町の建設計画、総合計画に沿いながら、そういうことの事業実施に当たってまいりたいと思っております。

次に、農業農政対策についてであります、1つは、集落営農・担い手対策事業の認定と現在の進捗状況についてということになります。

これにつきましては、平成19年度から新しい農業政策である品目横断的経営安定対策、そういうものができておるわけでありまして、米、麦、大豆といういわゆる耕種農業についての規模の拡大、認定農業者の担い手が担っていく、また、集落営農が行っていくということで、JA、また行政、農業者、そういうものが一緒になって指示、支援をしておるところであります。

集落営農組織としましては、粟集落営農組合、上阿野沢集落営農組合、上坏集落営農組合、町内3つの営農組合が設立をされております。また、農業組合法人として、JA水戸の城里という農業法人が設立をされておるところであります。認定農業者等につきましては、56経営体になるというふうな見通しで、現在それらの組織化をJA水戸と一緒に進めておるところであります。

また、今後の農業農政対策についての2番目としまして、今後の集落営農、担い手対策の進め方についてということになりますが、今も申し上げましたように、平成19年度から農業政策が変わっていく、やはりWTOの関係とか、対世界的な規模で農業を見ていかなければならない、そういう時代に入っておるわけでありまして、そういう中で、小麦、大豆というふうな品目については、生産者が価格安定をしていくためには、そういう組織に入った者に対する支援をしていくということになりますので、できるだけ早い時期にそういう組織を進めてまいりたいと考えておるわけでありまして。

次に、品目的経営安定対策事業の進め方ということになりますが、農村の農業従事者の高齢化、兼業化、耕作放棄地の増加など、そういう農業・農村が危機的な状況にあるとい

う中で、経営の所得安定対策大綱が決定されて、それに沿っていわゆる品目的横断経営安定対策、米、麦、大豆の生産については、このような方向でやっているということで、県の方でも決定をしておるわけでありましたが、その集落営農や担い手の対策事業から取り残された農家の対策はどうするのかということでありましたが、いわゆる横断的経営安定対策については米、麦、大豆と、本州といいますか、この地方ではそういうことではあります、いわゆる農業は幅広く果樹、ハウス、野菜、また、原産物のキノコとか、そういういろいろな農業としての生産を城里町あたりでは続けておるわけでありましたが、小麦、大豆ばかりではなくて、そういう方向の農業も今後の振興を図っていくということが大事なのかなと思っております。

次に、少子化対策事業の取り組みについてということでありまして。

女性が安心して働きながら子育てができるように、学童保育についてどのように考えているのかということでありまして。

今の少子化時代、確かに子どもを育てる環境をつくっていかねばならないと思っておるところではあります、生活、仕事、そういうものが調和できるような社会環境を整備していくということが大事なかなと思っております。

議員ご指摘のように、旧常北地区においては、小学校1年から3年までを中心に、学童保育が行われております。2つの小学校、民間保育所2カ所ということではあります、七会地区等にはどうなのかというご質問ではあります、いわゆる放課後子どもプランというふうなプランが出ておりますが、厚生労働省関係の方と文部科学省の教育関係の方が一緒になって進めていく、今までばらばらで保育所は保育所、幼稚園は幼稚園というふうなことだったんですが、学童保育といいますか、放課後の子育てプランについては、一緒にやっていくというふうなことになってまいったわけではあります。

そういう中で、学童保育等については、この後、教育長の方からもご答弁申し上げたいと思っております、平成19年度、町としてはあと2カ所くらいふやしていきたいなというふうな現在考えを持っておるところであります。

次に、防犯対策であります、西小の生徒の通学距離は遠くて、夕方暗くなって街灯が少ないというお話ではあります、町としましては、防犯灯の設置については、区長からの要望等に基づいて現地調査を行って、全体的なバランスを考慮した上で必要な箇所に設置をしておるわけではあります。

現在、町で管理している防犯灯は全部で1,961基であります。地区別にいきますと、旧町村単位では申しわけないんですが、常北地区が1,149、桂地区が541、七会地区が271ということで、本年度で11月末までに16基設置をしております。これらについては、区長さんの要望にできるだけこたえようということで、現地調査の上で設置をしておるところであります。

また、11月になりまして、東京電力の方から12基の防犯灯の寄贈がありましたので、こ

れについては、中学校のPTAと生徒会にそれぞれの学校へ割り当てをして、子どもらの要望の出ているところへつけるといふことで作業を進めておるところであります。

町全体としてもそういう犯罪がないような地域にしていくということで、そういう点についても十分意を用いながら設置に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 何か話の方向が、次年度から予定されている放課後子どもプランに関する件かというふうに受けました。これについては、平成19年度から5カ年計画で、子どもたちが安全で安心して生活できる環境づくりとして計画なされたわけでございます。現在、先ほどから話が出ていますように、常北地区につきましては、公私立合わせて4カ所それらに関する施設がございますけれども、残された地区について、あるいはさらに3年生までというふうなことではないものですから、これらの実施について今後検討していかなければならないということと考えております。

特に、そういう意味で、この放課後子どもプランに関する運営委員会の立ち上げをして、町としてどう取り組んでいくかということを検討して、施策の実施に向けて今後進めていく予定でありますので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 5番飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） 予算編成については、17年度が93億円で、18年度98億円、さらには今年度予想されることには減額を予想されることとございますが、歳入面で減額になれば、当然歳出面でも減額になっていこうと思います。さらには、その中で歳出面で、事業面では19年度はどういうものが主体になっていくかをさらにお聞きしたいと思います。

それから、今後の農業農政対策の中で、集落営農の担い手対策についての進め方についてでございますが、これらについては、農家の方が、組織が一生懸命にその集落をまとめようと現在やって、実施しているのが現状かと思っております。その中で、ただいま町長より答弁の中で、水戸農協との進め方については進めていますよという話のように聞き取れたんですが、旧七会地区につきましては、JA茨城中央が主体でございます。それで、その中でJA水戸農協につきましては、水戸市で職員を農協に派遣しているような話も聞いてございます。

それで、できれば城里町でもこの集落営農については、先ほど申しましたとおり、農地法改革以来の改革でございますので、できれば農協が主体になって今進めているのが多いかと思っております。もちろん町と農協が進めているわけでございますが、その中で農協に、聞くところによれば、水戸では職員を水戸市が水戸農協に派遣しているような話も聞いてございます。できればJA茨城中央にも城里町で、不可能か可能かはわかりませんが、そういう担当者を派遣できるようなこと、さらには、農協にできなければ支所に担当者を配置

して、この集落営農については本当にこれからの農業農政に対して農業が変わっていく、改革していかななくてはならない時期ですので、それだけの配置ですか、配置に力を入れて町としてもやってもらいたいと思っております。これらについてさらにお聞きしたいと思います。

それから、3番の少子化対策事業の取り組み方について、教育長さんにお伺いしますが、放課後プランについては、5カ年計画と申しましたよね、これは3カ年とは違いますか。それはそれでいいんですが、それらについての今後の5カ年計画なら5カ年計画のおおむねの事業というか、計画は何年度にされて実施は何年度からするというような計画がありましたらお聞きしたいと思います。

あと4番の防犯対策につきましては、町長の方から区長さんと状況を調査いたしまして、増設を図っていきたいというような答えだと思っておりますので、現地調査をされまして、増設の方をお願いいたします。

第2回目の質問についてお尋ねいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 飯村議員の再質問であります。2点ほどお答え申し上げたいと思います。

第1点目は、歳出歳入の件であります。歳入は少なくなるということで、そういうことで今のところ取りまとめをして、まだ詳細といいますか、具体的な事業の詰めにはいっておりませんが、いずれにしても、平成19年度からは、国道123号線、青山徳蔵線、また、徳蔵倉見線、それらの合併特例債による国・県道の代替事業のような形の道路整備事業が占めていく部分が多いのではないかと、そういうふうと考えておるところであります。

また、JA茨城中央、それから、JA水戸等につきましては、議員ご指摘のとおり、水戸農協、また茨城中央とも営農集落等につきましては、連携をとりながら現在進めておるところであります。そういう中で、各ほかのJA管内等でも職員を派遣してくれというような要望があるそうではありますが、これはちょっと私は無理ではないかとそういうふうに思っておりますが、JA水戸、JA茨城中央、それらと行政、また農業者、そういうものを交えた中で、いろいろな農業対策、農政対策、そういうものの連絡調整を図っていくような形の推進を具体的に図ってまいりたいと考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 3年計画ではないですかというお話がちょっと出ましたけれども、これについては、3年計画というのは別な地域子ども教室推進事業というのが平成16年度から緊急3年というふうな話で出てきたことであって、この放課後子どもプランにつ

きましては、5年間でということでございます。

そういうことで、今後のことがどうという話が出ましたけれども、これについては、本当に運営委員会を立ち上げた上で、かなり検討しなければならないことがございます。決して常北には公立2カ所、私立2カ所があるからそれでいいんだというわけではないので、子どもたち全員の安全・安心ということがかかわってきていますし、一方では、新しい施設を使ってやるのではなくて、既存のものでやりなさいというふうなことで、非常に補助金等も少ない中ですので、かなり慎重に運営委員会の中で検討して実施に移していきたいと、そういうことでございます。

議長（小林 宏君） 5番飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） 先ほどお答えがなかったかと思うんですが、18年度は委託金で消防の負担金関係、それが平成19年度はどのくらいの負担金額になるのか、恐らくもう負担割合はもう決まっていると思われまますので、そこらのお答えをお願いしたいと思います。

さらに、集落営農につきましては、JAに職員の派遣は無理だということでございますので、それならば支所単位にその担当者を置くことはできないかをお尋ねしたいと思います。

さらに、教育長さんには、放課後プランについては、早急に実施できるような計画を実施をできないのか、19年度あたりは実施できないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、最後の質問について、3点お願いします。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 先ほど町長からございましたように、負担金につきましては、現在、取りまとめて数字的にはまだ把握はしておりませんが、18年度、先ほど飯村議員からございましたように、水戸市と笠間で約3億5,000万円を計上しております。その中には水戸市で採用をしております職員の負担金も入っておりますので、そんなに額的には変わらないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 担当者を支所ごとというふうなことでありますが、先ほど申し上げましたように、各JA、また行政、そういうものと連絡調整をするような会議を持ちながら、そういう中で対応してまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） できるだけ19年度実施の方向で検討していただけないかという

お話だったので、その件については、極力努力はしていきたいというふうに考えています。

ただ、非常に難しい問題がこの中にあるのは、1つは、子どもが減ったから空き教室があるんだろうというような発想も、もとにないわけではないんですけども、現在のところ、各小学校ともいわゆるあいている教室がないという中で、施設の工面もしなければならぬのが1点大きな問題かなと思うんですが、さらに、できるだけ自主運営でという方向が打ち出されている、その辺の組織の立ち上げというのか、その辺がなかなか難しいことが含まれているなということを感じながらおりますけれども、できるだけ努力してまいります。

議長（小林 宏君） 以上で、5番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号 7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 第4回議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

まず初めに、財政問題に関して伺います。職員の適正職員数、また、人件費に観点置いて伺うものであります。

茨城県の橋本知事は、2007年4月から3年間、給与を教師、警察職員を含めた全職員に一律5%給与カットを県職員組合に要求しております。城里町は、町税の本年度当初予算額約18億500万円では、一般職の職員の給与さえ賄えない財政事情であります。給与に共済費、また、町長、議員、特別職の費用を合わせ合計すると、ざっと5億7,000万円の赤字になるという計算であります。このような財政事情の中とはいえ、職員の採用を抑え、勧奨退職を勧めるだけでは今後にしわ寄せが来ると思います。

そこで、仮に給与を10%カットできれば、職員数の10%の削減と同じ効果があります。職員にも生活があり、当面、急激な職員のカットを行うことなく、よりよい住民サービスを行うためにも人材が必要であることから、職員の理解を得、給与の引き下げを考え、財政難の解決とサービスの向上を図るべきであると思いますが、町長の考えを伺うものであります。

続いて、2番目の町民要望について伺います。

11月11日に、黒澤止幾生誕200年記念式典が、町内外から約460名の参加のもと、盛大に行われました。

幕末の女傑で、全国初の女性教師として郷土の誇りである黒澤止幾の生家が、城里町錫高野地内に現存しており、地元やボランティアの方々のおかげで生家が保存されてきたわけではありますが、残念なことに生家の敷地が競売にかけているとの報道があり、関係者から保存を望む声が上がっております。このことに対して町長、教育長の考えを伺うものであります。

続いて、3番目、教育基本法について伺います。

教育基本法が国会で審議され、改正される見通しではありますが、改正されたとき、城里町の教育にどのような影響が考えられるのか、特に愛国心についての教育がどのようになると考えられるか、また、今回の改正で家庭教育と生涯学習が盛り込まれたことが特色と聞いておりますが、このことにより何が変わるのかを伺いたいと思います。

続いて、4番目、公共事業に関して伺います。このことに関しては、6点ほど伺いたいと思います。

まず初めに、入札談合事件が多発する中、談合防止を図る観点から入札に係る改善が求められております。当町では、契約時に談合に対する違約金条項が導入されていないと聞いておりますが、これを導入する考えがあるかどうかを伺います。

次に、談合情報を得た場合の取り扱いマニュアルはあるのか、また、どのように機能しているのか伺うものであります。

3番目は、指名入札、随契に地元優先主義を取り入れないかを伺うものであります。

これは、今回、本町商工業の活性化に関する陳情として、陳情でも上がっているとおり、地元企業育成はもとより、税収面を考慮しても、地元を優先に入札を行うことが望ましいと思います。町内にある本社、次に営業所、それも地元職員数等を考慮して指名すべきと思いますが、このことについて考えを伺うものであります。

4番目は、国道のバイパスの進捗について伺います。

バイパスの進捗が目に見えて進捗しているようにはなかなか住民としても目につかない。ということから、おこなっていると思いますが、そのおこなっているのであれば何が原因であるか、また、計画の何%ほど進捗しているものか伺うものであります。

5番目は、町道整備の優先順位の考えについて伺います。

費用対効果から見まして、その整備の順番として、私的には疑問がたくさんあるもので、これをどのような考え方のもと、限りある財源を整備に充てているのか、その考え方を伺うものでございます。

続きまして、6点目は、下水道に関してであります。これは2点伺います。

1つは、下水道整備をしている中、虫食い状態の未整備世帯への対応であります。これはどういうことかといいますと、私道によって開発されているような地域がありまして、その私道は共有で使っている、そこへその地権者の同意があれば公共下水が入れるのであります。たまたまその入り口のところにある宅地、所有者の同意が得られない場合に公共下水が入れない。これは下水道条例施行規則の第24条第2項の規定に係ることと思いますが、このことによって下水道が入ることができないという状況がある。このことについては、条例等の見直し等をして救済措置ができると思いますが、このことの解決についてはどのように考えているのか伺うものでございます。

最後には、石塚東部地区、バイパスの東側でございますが、ここの実施計画についてい

つごとの予定をされているのか伺いまして、1回目の質問といたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からの一般質問についてご答弁申し上げます。

1件目は財政問題についてということで、住民サービスには人材が必要だが、町税を上回る人件費の問題もある、職員の適正職員数と人件費についてということでありますが、現在、ご指摘のとおり、町税を上回るようないわゆる人件費というようなことで、支出もされておるわけでありまして。

いずれにしましても、本町の第8次定員モデルの試算値、全職員につきましては254名という職員がおります。その中で、いわゆる一般行政職は163人ということになっておりまして、これらのモデル定員から見ますと町では143人ということで、モデル定員のモデルよりは数字上は少なくはなっておりますが、全職員いろいろなポジションについておりますのをまぜますと254人ということで、議員ご指摘のように、人件費がかなりの率を占めておるということは事実であります。

10%ぐらいの職員給与を引き下げてはどうかというご提案かと思いますが、10%現在の段階で引き下げるということは非常に困難であると私は認識をしておりますが、退職者の不補充、そういうものによって総体の人件費を抑えながら、厳しい財政状況も理解いただいて、人件費につきましては、新しい今給与表に移っております。

そういう中で、高齢職員については今後昇給の見込みはありません。いわゆる給料は頭打ちで、これから数年間在職しても給与が高くなるというような状況にはないわけでありまして。現在、特別職、町長10%、助役、教育長5%の給与カットをしております。さらに、管理職手当の2%カットをして支給をしておりますが、厳しい財政状況を職員にもよく認識をしていただいて、今後経費削減、そういうものの中でとるべき措置についてはとってまいりたいと思いますが、10%の削減は現段階では非常に厳しいし、無理ではあると私は認識をしておるところであります。

次に、町民要望についてということで、黒澤止幾の生家の保存を望む声があるかどうかということであると思います。これにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思いますが、私自身は所有者の黒澤清一さんには、近所ですので何回も行き会っております。本人自身から生家を保存してくれとか、何とかしてもらいたいというふうな話は一切今まではございません。そういう中で、今後どういう形でやっていくかということについては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次の教育行政についても、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、公共事業に関してということでありますが、契約時に談合に対する違約金条項を導入する考えはどうかということですが、国土交通省や各都道府県においては、契約時に談合に対する違約金条項を締結することによってそういうものを阻止しております。

県内市町村においてもそういう導入が始まっておりまして、そういう方向にあります。城里町としましても、こういう動向を見ながら、談合等の不正行為に関する特約条項の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、談合情報を得た場合の取り扱いマニュアルであります。町としましては、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第13条の各項の規定に基づいて、措置をしておるところであります。それは事情聴取、また誓約書の提出、談合の事実の確認、そういうふうに分けてそれぞれの措置をとっておるところであります。

次に、指名入札、随意契約に地元優先主義を取り入れる考えはどうかということですが、公共工事に関しては、現在、一般競争入札、それから随意契約、指名競争入札というふうに分けて実施をいたしておりますが、そういう中で、今までも十分地元にも配慮をしながら工事等も発注してまいりました。また、他県等の事例等を見ますと、やはり地元地元で、またいろいろな問題が発生している場合もありますが、できるだけ地元が発注するという考えではあります。これからの社会、広く競争性を持ちながらやっていかなければならないという時代に入っているということも十分認識をして当たってまいりたいと思っております。

次に、バイパスの進捗状況であります。バイパスにつきましては、町がいわゆる先ほどの合併特例債の中で整備していくという部分が、123号、それから、日立笠間線がありますが、一部地権者で同意を得られないところもあります。123号につきましては、平成18年度末には約75%強の用地取得が得られるというふうな見込みであります。移転補償等が完了するのは来年度以降になるかと思っております。いずれにしても、工事全体を想定していきますと、重機車両等の進入路を確保しながら123号線のバイパスを整備していくということになりますので、123号の部分優先して進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、県が進めております事業につきましては、片山から上坪の小学校付近までということで、それが延長1,300メートルあるわけです。それらについては、石塚地内の用地買収、家屋移転補償等が完了して、来年度から上坪地内の用地取得業務に入ると、そういう情報を得ておるわけです。

次に、町道整備の優先順位の考え方ですが、これにつきましては、各地区の区長の要望を取りまとめまして、地権者の同意を添付をして申請を出していただいて、それを受け付けて、整備順位につきましては、合併時の建設計画等に基づいて計画を進めておるといふ段階であります。合併後の要望につきましては、緊急性、地域性、そういったバランスを考えながら、地権者の同意も添付をしていただいて、そういう中で事業を進めていくということ考えておるところであります。

次に、下水道整備事業の虫食い状況の未整備世帯の問題ですが、私道につきましては、町の公共下水道の私有地道路内排水施設設置要綱等によって、公共下水道工事の申

請書、設置承諾、排水設備の確約書、位置図等を提出いただいて、調査をして事業を実施しておるところであります。土地所有者の同意が得られないというふうな状況の中では、非常に民民の関係でありますので、非常に難しいものがあるということで、お互いが近所の理解を得ながら進めていただければ非常に難しい状況であると私は思っております。関係者それぞれの同意をいただくということで、私道については対応しております。

また、石塚東部地区の計画であります。これにつきましては、那珂久慈流域下水道計画について、那珂久慈の処理区、常北第1処理区分の石塚の一部及び那珂西地区については、18年1月に変更認可をされまして、86ヘクタールを加えて全体が271ヘクタールという地域の中で実施しております。処理区の拡大によりまして、17年度の未認可地区の整備率は61%であります。

また、石塚東部の地区につきましては、バイパスの東側になるわけでありまして、平成18年1月の変更認可計画に基づいて、現在上泉幹線の整備を実施しております。これらについては、東部地区については上泉の方から落ちてくるというふうなことになりますので、いわゆる上泉の幹線が整備をされた後に東部地区へ上がってくると、そういう状況でありますので、全体が整備をされるのは平成23年度ごろではなかろうかということで、現在推進をしているところであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 玉川議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

まず、2番目の黒澤止幾の生家保存、これを保存したらという声が多いけれどもというふうなお話でしたけれども、これについて、まず、お答えしたいと思います。

黒澤止幾生誕200周年記念が盛大に行われて、止幾に関する関心が大変高まったということ、これは本当によかったなというふうに認識しております。一方で、止幾の生家をどうするかということは、正直申しまして、非常に難しい問題を抱えているということです。この生家自体が個人所有でもあり、先ほど町長の方から話がありましたような経過もございますので、なかなか保存に町がということができないという状態かなというふうに考えているところでございます。しかも、新聞報道されたような件もありますので、大事にしなければならないだろうという町民の声も理解できますけれども、現状では非常に難しい問題だというふうに認識しております。

それから、次の教育行政についてということで、教育基本法が改正されたときに、城里の教育はどうなるんだという大変心配されたご意見をいただいたわけですが、現在、教育基本法が参議院での審議が続いている、今国会での成立という見通しもあるわけです。そういう報道がされていますので、法案が成立するということは十分予想できます。その

際、教育基本法によって城里町の教育にどのような影響が出るかというこの件につきましては、非常に難しい問題を質問されたというふうに、私としては受け取らざるを得ないんですが。

議員さんもご存じかと思うんですが、教育の法体系というのは、教育基本法のもとに学校教育法があり、施行令があり、施行規則がある、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というふうなそういう幾つかの法律のもとに、学習指導要領というのが位置づけられていて、そこから現在の学校教育の基本がなされているというような状況でございますので、教育基本法だけでいろいろな問題について答えることは、私としては非常に難しいし、できないというのが正直でございます。この件については申しわけないと思いますが、しかも、詳しい話として、今回新たに家庭教育とか、幼児教育とかそういうことまで条文が出てきているわけですけれども、これらにつきましても、ちょっと申し上げられないというのが現状でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 1回目の質問で、どうも私の望む答弁がないものですから、もう一度聞きたいと思っておりますけれども、まず、職員数、私の考えは、私が思うところの理想を申し上げたいと思っておりますけれども、職員数に関しては、全職員が、例えば人口100名に対して1人、そうしますと230名、その2割カットぐらいが、民間から考えますと理想ではないかな、そうしますと大体185名ぐらいになるというのが、そのぐらいにさせていただきたいというのが私の希望であります。急には難しい。

また、10%というのは仮の話でありますから、5%でもいいでしょうし、何%でもいいでしょう。そういうことで10%は難しいと、それは10%は難しければ5%はどうなんだという話になりますが、その職員数の給与は来年以降ほとんど上がらないだろうと、これはこの財政から見て当然のことだと思います。しかしながら、現在の給与水準からしますと、民間の考え方という中には、地方の公務員の給与水準が、大体100名以下の中小企業の給与水準よりも高いというようなお話をよく聞くことがあります。実際、町民の方の話を聞いても、そういう意見がたくさんあります。

ですから、我々町民からすると、役場の職員さんは給与が高いという認識をされているということです。実際はどうなのかわかりませんが、そういう認識のもとで見られているということを町長には認識をしていただきたい。それから、考えていただきたいということでございます。

それから、今回、特別職の報酬、報償等、その費用を約12%カットする条例改正案が出されたということでございますが、特別職だけ12%カットする、これは一方的なことであると思いますが、では職員はどうなんだという声は当然出てくるのではないかなと、そのことも町長には認識していただきたい。それで、ちょっと考えていただければと思いま

す。

次に、町民要望ということでございますが、町長は、所有者から保存についての要望は聞いていないということでございますが、私はそういう意味ではなくて、新聞報道、いろいろな関係者がせっかくの生家をこのままなくしていいのかという声が上がっているということでございます。そのことについて考えを聞いたものでございますが、教育長も保存はなかなか難しい、それは私もその物件が複雑な入札というか、それにかかっているから難しいということもありますし、私も一度見たことがあります、それならば、私は近所に移築をするということもあるのではないかなとそう思います。ですから、あの建物を買って移築をする、要するに、写真とかという形ではどうしても手に触れる効果より少ない、地元の誇りというものをそうそう簡単になくしていいものかと私は思います。

教育基本法との絡みもありますが、愛国心云々という話がありました。これをどうしていくのかなということがよく報道なんかでも問題になっておりますが、それらを考えますと、せっかくの郷土の誇りといえる全国初の女性教師の生家を、あるものをそのままなくしていいのかと。これは我々ばかりではなく将来的に見ても、そのときの行政は正しかったのかということがまず問題になるかもしれない、そのようなことだと思います。

ですから、方法はあると思います。場所はちょっと移転しても、実際に使われたそういう民家があれば、それを資料館として活用することもいいのではないかと、その費用は、例えば、ふれあいの船事業というのは私は前から補助率が高い、それを仮に3分の2にしても、四、五百万円の年間の補助金がそちらへ回すことができるだろう。であれば、何年かでその移築に関する費用も出てくるのではないかな。お金はないわけですから、どこから回すべきだ。回すのであればその基金はもともとふるさと創生基金でありますから、子どもたちに対する補助率をちょっと下げてもそちらに回せば、問題は解決するのではないかと、そのように思いますので、そのような観点から答弁をいただきたい。

次に、教育基本法の問題であります。私はいろいろな法令があって、簡単には答えられないということですが、例えば、問題になっているのは愛国心を態度という言葉で、態度を養うというか、いろいろ言われております。この辺に関していろいろ報道がありまして、例えば、どこかの議会であります。名称は忘れましたが、議会で教育長にこのような要求がありました。例えば、国家斉唱するときにはPTAの方が何人が座っている、それをチェックしなくてはいけないのではないかとというときに、その教育長さんは「そのようにします」と答えて問題が起きたということがあります。こういうことが起きてはいけないだろうと私は思うので、具体的にそういうことはないだろうと私は思いますが、例えば、皆さんが心配されているのは、その愛国心をどうして態度という形でそれを評価していくのかなと。この辺が心配されていると思うんです、町民単位では。

その辺の答弁と例えば、家庭教育が入ってきたということですが、もともと家庭教育云々という話は当然なことであるから、今までは当然盛り込むこともなかった、だけれ

ども、それが今どうしても文言として盛り込まなくてはならなくなってしまった実際があるので、入ってきたということも言われていますので。また、その生涯学習、生涯学習はいろいろやっていますが、それが特色だと言われているので、その辺の観点が今までと大して変わらない。変わるとすればこういうことだろうと、そのぐらいは教育長でありますから、経験と実績からしてどのことがどういうふうになるだろうということは、仮定の話ではできるのではないかと。ですから、そういった観点でお答えをいただきたいと思えます。

それから、違約金条項であります。町長は「検討していく」という答弁であります。県の方ではこれを町村に指導していくというコメントがありましたので、「検討していく」というよりも「取り入れる」という答弁を私はいただきたい。「検討していく」というのは、するのかなという期待に中、なかなか「検討」という言葉は実施にされないということがありますので、ぜひこれは「取り入れていく」という答えがもしできるのであれば、そのような答弁をお聞きしたいということになります。

それから、指名入札、随契に地元ということで、これをお願いしたいわけではありますが、競争力云々ということもありますが、その競争力をつけるためにも、ある程度地元優先主義でいかないと全部シャッターが閉まってしまふ、このような事態になってしまいます。一度閉まってしまえばもうそこで終わり、復活ということはないかと。

この辺を考えていただきたいということと、何も町発注ばかりではなくて、町の職員さんは250余名いらっしゃるわけですから、なるべく町内での消費を職員さんをお願いしていただければ、それはそれなりの効果があるだろう、このように思いますので、例えば車に乗ればガソリン、例えば食料品を買うこともあるでしょうし、衣料もあるでしょう。なるべく職員の方にそういうことを、強要というわけではないけれども、財政をいろいろ考えればそういうことが地道に職員としてできることではないかと、そういうことを訓示していただければありがたいと私は思います。

それから、バイパスの進捗でございますが、地権者の中には移転しなければならない方がいらっしゃる、町からの情報がない、それでどうしていいかわからないという現状だということに困っているという。その辺の例えば定期的に報告を入れていくようなことはされているのかどうか。

前にも質問しましたが、当事者はにっちもさっちもいかないわけです。いつ移転したらいいのか、その物件も探さなくてはいけない。かといって家はだんだん傷んでくるから、本来はリフォームしなくてはいけないんだけど、移転が決まっていればリフォームもできないような現状があるということをお話ししましたので、その辺を考えていただきたいと思えます。

それから、町道整備でございますが、前にも費用対効果、例えば通学路、私が申し上げた0101号、アジラ線です。石塚・岡崎鍼灸院さんから石塚小学校へ上がるアジラ線という

んでしょうか、そこには最近もアパートが建ちまして、さらに、町道に張りついている戸数が増加しております。それで、前の答弁ではできるところから拡張して、車の対面交通が譲り合いの中できるようにしていきたいという答弁はありましたが、一向にその気配が見られない。

また、私も桂地区にちょっと往診等で参りながら、国道から見える町道整備を見ておりますが、ここは私道ではないかなと、行きどまりが個人宅であって、そのような町道の整備もされておりました。

その費用対効果ということを考えますと、どういう順番なのかなと。町長も区長さん要望等を考えてということではありますが、先ほどのアジラ線というのは、古くから区長要望が出ております。そういうことを考えて検討していただければと思いますので、お願いしたいということと、下水道の虫食い状態。これは当然地権者の問題がありますが、私の近所の場合は、その入り口が宅地ではありますが、宅地として課税されないほどの猫の額ぐらいのものであります。たまたまそれが地元の方ではなくて、東京の不動産関係とか聞きましたけれども、本当に入り口を紙一枚でふさいでいるような土地であります。そういうところは、現在、アスファルトで道路として使用されておりますので、宅地としての見方はちょっと違うのではないかな、そういうところがありますので、実情をよく見ていただいて、考慮をしていただきたいと思います。

以上で2回目、終了します。

議長（小林 宏君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後は、玉川台俊君の2回目の質問に対する執行部の答弁から入ります。

午前11時59分休憩

午後 1時02分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

玉川台俊君の2回目の質問に対する答弁から入ります。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員の第2回目の質問に対してお答え申し上げたいと思います。

一番最初に、役場の職員の給与の減額の件ではありますが、今公務員に対するいろいろな見方がありますが、そういう中で、きちりとした勤務をしていただくということも認識してもらいながら、現在のところ10%カットというふうなことについては、将来はわかりませんが、現段階では無理であると私は感じておるところであります。

ちなみに、職員の勤務時間等につきましても、8時半から5時半までということで、いち早く県内でも実行をして取り組んでおるところでありますので、ご理解をいただきたい

と思っております。

次に、黒澤止幾の生家の件であります。これについては、教育長の方からご答弁申し上げたいと思います。

次に、契約時の談合に対する違約金の件であります。これにつきましては、私の方ではお答えの中で「導入を検討していきたいと考えている」というふうにお答えしたようなつもりなんですが、抜けていたとすれば申しわけありませんでした。特約条項の導入を検討していきたいと考えているということでもあります。

次に、町内の消費の問題であります。全般的に町の商業にしろ、農業にしろ、いろいろ消費等につきましては、やはり町民が言う先そういうものを率先していかなければならないと思っておりますので、そういうことについては、職員にも機会を見ながらいろいろな機会に対して指導をしてみたい、そういうふうと考えておるわけであります。

それから、バイパスの進捗状況の件、それから、町道整備の優先順位のことにつきましては、担当課長の方からお答え申し上げたいと思います。

次に、下水道の虫食い状態の件であります。具体的な例示がありました。これについても、担当課長の方からお答え申し上げたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、黒澤止幾の生家の保存云々というお話でございますけれども、これは非常に先ほど申し上げましたような状況で、難しいことがあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

特に、黒澤止幾さんが残した教育のところの日誌なんかを読んでも、例えば、池に頭から落っこっちゃった、それで、全部取りかえたんだというふうな記録も残っているわけで、生家だけをほかのところに移して保存するということよりも、現状であそこの場所で保存してもらうのが最良の方向だというふうに私自身は思っていますし、町としてそれについてはちょっと非常に難しい問題があるということしか、今のところお答えできないということでございます。

なお、次の教育基本法について、愛国心の問題とか、家庭教育の問題とかという話が出てまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、この教育基本法だけで話を論じていくというのは非常に難しいことがあって、テレビなんかでも愛国心をどう評価するのかというふうな話についても、クローズアップ現代あたりで報道されておりましたように非常に難しいものがある。しかも、そういうことに対して、この場で教育長自身の私的な考えでもいいからというんですが、これも私としては差し控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 都市建設課長。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） 先ほど7番玉川議員さんからご質問されましたことについて、ご説明したいと思います。

まず、4番のバイパスの進捗状況でございますけれども、このバイパスの説明会につきましては、昨年説明会をしまして、地権者を集めまして、内容等周知したところでございます。その後、買収に入りまして、ことし買収してございます。全体で123号のバイパスの方の面積が2万1,000平米ほどございます。そのうち本年度で予定が1万6,000平米、割り返しますと約76%から77%、本年度で完了しようかと思われまます。

議員ご指摘の住宅の方なんですが、これらにつきましては、4戸ほどございまして、これにつきましては19年、ことし補償の調査をいたしまして、来年19年度で買収関係をしようと考えてございます。

さらに、日立笠間線の方、全体で延長450メートルでございますけれども、これらにつきましては、19年、20年ぐらいで大体バイパスの方が完了しますので、20年一部この日立笠間線の方の450メートルの方の補償関係、さらに買収の方も入ろうかと思われまます。したがって、説明会等周知関係につきましては、その用地買収に入る前の年、ですから、20年より一部買収関係が入ってきますので、19年より補償関係を調査いたしますので、来年になりますれば当然日立笠間線の地権者、住宅関係、係る方のご説明をしたいと考えております。

続きまして、（5）の町道の優先順位の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほどと町長答弁しましたけれども、合併時の建設計画に基づき計画を進めておるところでございます。これにつきましては、先ほど議員申されましたけれども、私の時点でご指摘のアジラ線につきましては、まだ区の方からの申請書は、今お昼に戻りまして見ましたけれども、見当たらなかったものですから、今後につきましては、区長さんにご連絡いたしまして、それで、区長さんの方から申請書、さらに同意書等をいただくようにしたいと考えてございます。

この改良の順位につきましては、やはり緊急性、地域性のバランス、さらに同意書等のあるかないかとか、その辺を重点的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 下水道課長。

〔下水道課長阿久津和文君登壇〕

下水道課長（阿久津和文君） 7番玉川議員さんの（6）番、下水道整備虫食い状態の未整備世帯の対応についてということでお答えをしたいと思います。整備を進める中で、先ほどご質問がございましたような土地がありまして、管渠整備ができないということがありますが、その中で、民民の問題ということで、下水道課といたしましても、業者さんをお願いという形で何度かご連絡等をして、また、承諾書等も送付をしている現状でござ

います。

現状では、交渉を続けて承諾書をいただくということで、お願いをするという形以外にはないのかなということで、町としては、町の公共下水道を私有道路内の排水施設設置要綱で、今まですべて地権者の方々にご努力をいただいて布設をしてきたということから、今後もこれらにつきましてお願いをして、それらが整った中で管渠整備をしてみたいと考えてございます。

以上です。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 3回目なのでありますが、1番目の財政問題であります、私は仮に10%という問題提起はしましたが、10%にこだわっているわけではございませんので、5%でもよいでしょうし、パーセンテージは職員さんとの、組合との話し合いになるのかなと思いますが、その辺の何が難しいのかということ具体的に説明していただかないと、難しいだけの一言では、どうも納得できないのではないかな。

県では5%をお願いしている、実行するわけではございませんが、お願いしているという段階であります。ですから、夕張という話題がたくさん上がっております。その中で夕張市では30%であるとか、そういう話もありますし、だから、なぜ難しいのかと、10%というわけではございません。10%というのは一例でございますから、その交渉の段階で何%かできればいいのではないかなと思います。そういう意味で、聞いておりますので、そういう努力が必要ではないかということから、どのように考えるかということであって、10%は無理だと、そういう話で聞いているわけではないので、そのようなご理解をいただいて、答弁をいただきたいと思います。

町長も10%カットしているということがあります。この財政問題では、我々議会は在任特例を住民運動によって適用から外されて、解散されたということもあります。それはそれで町民の意思でございますから、それは法律にのっとって解散され、新たに選出されたわけでございますが、そのような過程を経ている。ですから、残る問題としては、町民から見ればやはり職員の数と費用に目が向くのではないかなということでございますので、そういう観点からお答えをいただければありがたいと思います。

ですから、簡単に10%は無理だというようなお話ではなくて、なぜ無理なのか、できれば交渉してみたいというような返事をいただければ、私としてはありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の町民要望、黒澤止幾の生家でございますが、これも教育長、難しいというただ一言でございますが、難しいということは、新聞報道でもいろいろな権利関係があつて難しいということはわかりますが、具体的に残す方法を検討する余地はあるのではないかなと思います。そういうことから、一言で難しい、では何が難しい、同じ繰り返しになりますが、その辺を難しい、どこに問題があるのかなということを示すいただければ、

我々もそういう問題を解決する方法をまた考える必要があるだろうと思いますが、ただ、難しい一言では、どうも納得いかないなということでもありますので、自分だけわかっていて難しいということではなくて、親切に説明していただければありがたいと思います。

次に、教育行政の基本法改正です。教育基本法でございますが、これも同じように難しいということで、説明しがたいという話であります。私はとりあえず改正されるだろうということは承知の上だろうと思います。ですから、教育委員会、また教育長としてその辺は予見しながら、内容がどういうふうになるのかなということは、もう既に内容は検討されているんだろう、これからだということはないだろうと思いますので、そういうところで、当然、こういうところが少し変わるかなということがもし私見で結構でございますが、あれば、それなりにお答えいただきたかった。なければないで、私はそれで結構だと思います。そのようにもう一度お願いしたいと思います。

それから、公共事業に関して。町長から確かに導入の検討ということで答弁をいただきました。そこで、私が注文したのは、「検討」という言葉ではなくて、簡単にイエスかノーかで答えていただきたかったんです。「検討」という言葉がつきますと、やるようにも見えるんですが、実際はということとなると、そうでない場合が多々ありますから、この場合はイエスかノーかで答えていただきたい、そのように思います。

誤解のないように、検討についてはイエスだろうというふうに聞いたんですが、最終的に3回目の答弁としては、イエスかノーかで答えていただきたい、そのように思います。

それから、先ほど2回目の質問が終わったときに、地元の商工業の育成に関して、職員さんにできればそういうふうな訓示を、町内で消費を積極的にしていただくような訓示をしていただきたいということを注文いたしましたので、それに対する回答もいただければありがたいと思います。

町の発注する工事とか、購入とかそれに限らず、250名いらっしゃるわけですから、それらの購買力によって活性化も図られるだろうと思いますので、その辺についてお願いをしたいと思います。

続いて、町道の優先順位でございますが、そのアジラ線についての区長要望が見当たらないというようなお話でありましたが、これは合併前、もう私が区長さんからの歴代の申し伝えで聞いているところ、20年前以上から要望は出しているということで、それがあきらめたかどうかはわかりませんが、合併して要望を出していないかもしれませんが、20年前以上からずっと要望があることなんです。

ですから、合併してから出ていないから、見つからないからという話ではなくて、もう要望はあるということを知っていただきたいということと費用対効果ということがあるではないですか、ですから、費用対効果としてどうなんだということを私は聞いているんです。私が合併したときの要綱に従って、計画的にやっているという話なんです。どういう観点で決められたのか私はそれはわかりません。私からすると、だれが利用するんだ

というような町道ですか、それが整備されておりますが、費用対効果ということからすると、私は疑問があるということなので、その辺を酌み取っていただきたいと思います。

また、これは私、過去にも質問をしたことなので、その承諾というか、買収になるかなということで、できるところからしていただきたい。一遍にきれいにはなかなかならないだろうということを過去にしております。そのときは、「できるところからそのように進めたい」という町長答弁をいただいておりますので、ちょっと努力をしていただければありがたい、そういうことでございますので、そのように聞いていただければありがたい。だから、区長要望が出ていない、見当たらないという話ではないということでございます。

さらに、下水道の問題でございますが、この民民で解決していただきたいということは、私もそれは法律がそうっておりますから、なかなかそれは覆すことは難しいということはおわかっております。しかし、その中で、民が民の中で下水を通してあります。それは民と民の中で承諾事項として通している。それはその入り口がふさがってしまった苦渋の方法であります。それを活用していただければ、両隣のご家庭が下水をつなぐことは可能なんです。もともとそこには公共下水が通ることになっておりましたから、それらの費用を本来は出してもいいのではないかなと個人的には考えますが、これは難しい。

であるならば、そういう方法もある、民と民の中で。ただ余分にお金がかかるということでもありますから、本来は公共下水から自宅への引き込み分が個人負担でありますから、その私道上の問題は、計画上はもともと公共下水として通すはずだったんです。その辺を考えれば、費用の全額とは言いませんが、何%か、何分の1か、それを民が民との中で解決してそういうことを引けるようなことであれば、町としても新たにそういう補助条例等をつくれれば、ある程度は解決はできるのではないかと。

というのは、課長さんもよくご存じのとおり、その出口のところもめてしまってなかなか承諾を得られないような状態に終わってしまっている、これは多分解決はなかなかしないだろう。ですから、そういう方法もとることによって、その虫食い状態がある程度解決されるケースも出てくるだろうと思いますので、それを私は検討していただきたいということです。現状ではこの条例にのっとって難しいということはおわかっておりますので、その辺の解決策として、新たな補助とか、そういうことを考えることも必要ではないかということでございますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいということでございます。

以上をもって、3回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） 玉川議員さんの人件費削減ということで、ご説明させていただきます。

公務員の給与は、人事院勧告に従って決定しているわけですがけれども、職員の給与のカットにつきましては、もう既に、平成18年4月1日から平均で8%カットしております。

平均ですので若い職員は少ない、上にいくほど上がるということで、平均で8%カットしております。ただ、減給補償というのがありまして、5年間は現在の給与が保証されるというような状況になっておりまして、5年後にはすべて今言ったような平均で8%ということでカットしております。そういうことからします。

それから、職員ですので生活給であるということです。それから、民間格差是正ということで、今言ったような8%のカットをしたわけでありまして、減給は補償されるといういいましても、去年退職した者からもう既に年金あるいは退職金、そういうものはカットされた金額で計算されております。そういう面からいいまして、一律に職員のカットをするのはなかなか難しいかなとそういうことであります。

それから、ではどうしたら人件費を削減できるかということで、我々もそうなんですけれども、早期退職ということで去年は19名、本年は16名、来年度3月末で16名が退職していく。そういう中で人件費削減に職員として取り組んでまいりたいと思います。それで、定員管理というのがありまして、5カ年計画で現在から42名削減する予定であります。既にもう来年の3月末で35名が退職するというので、最終的には22年4月には230名程度に削減する計画であります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 町民要望の止幾の生家の保存の件でございますけれども、最初に申し上げましたように、あるいは町長の方から話がありましたように、あの生家が個人財産として保存されていること、それから文化財として指定も受けていないというような現状を見たときに、この保存に町費を投入することについての理解が得られるかどうか非常に難しい問題もあるだろうと思います。なおかつ、新聞報道のようなこともありますので、そういう面で、私の方としては大変難しいということをお願いしたことを、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、教育基本法のあくまでも私見でいいからというのですが、これについては、私見が一人歩きされても困りますので、差し控えたいと思うんですけれども。例えば、家庭教育という話がちょっと出ましたけれども、この中に何が書いてあるかということ、ちょっと読ませていただきますが、「父母、その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」、それで、もう1項目、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と、こういうことが盛り込まれているわけなんですけれども、この中で、当然だよねと思われることもありますし、現在、教育委員会として、例えば、家庭教育学級というふうな形の中で、できるだけ保護者の情報提供というふうな場も設けているわけなんですけれども、

ども、もう少しそれを充実させなさいというふうなことというふうには私としては理解しませんが、その辺でご容赦いただきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 違約金条項の導入であります、時期はよく検討していきたいと思いますが、イエスであります。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） 7番玉川議員さんから、町職員の町内消費ということでお話がありましたけれども、課長会議等で周知してまいりたいと思います。

議長（小林 宏君） 都市建設課長。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） 7番玉川さんの質問でございますけれども、お答えしたいと思います。

今後の町道整備につきましては、費用対効果等を盛り込み、考慮して計画してまいりたいと思います。

また、アジラ線につきましては、少しでも早く改良できるよう努力したいと思います。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 下水道課長。

〔下水道課長阿久津和文君登壇〕

下水道課長（阿久津和文君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

補助をというようなお話もございましたが、公共下水道の認可区域内に管渠整備を図っていく場合に、個人に対する補助というのはなかなか難しいのではないかと考えております。これは補助いたしましても、根本的な解決にはならないわけでありますから、現状では補助というのは難しいと考えております。

また、難しいということではありますが、交渉をしていただいて、また、町下水道課としても支援できるところは支援をしてご理解をいただいて、きちとした管渠整備を図っていくということで対応してまいりたいと思います。

また、その間、個人対個人で現在使っている施設を使って排水をするということで、それが協定が結ばれば、下水道法の11条の中で、受忍義務ということで公共下水道へ流入を認めておりますので、そういった方向でも民民の中でご努力をいただいて、その間対応していただければと考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、14番鯉淵秀雄君の発言を許可いたします。

14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

14番（鯉淵秀雄君） 通告制によりますところの一般質問を始めさせていただきます。最初に、古内地域農業集落排水事業についてであります。平成18年度事業採択を受け、本格スタートしたわけでございます。今年度予定の全体設計のため、現在、各地域において各種調査、測量等が行われておりますが、現在の進捗状況と次年度以降の計画についてお伺いをいたします。

続きまして、城里町補助金交付についてであります。補助金等交付、大半は産業振興課が窓口になるものと思われ。補助金交付については、以前から見直しが必要との提言がなされておりますが、依然として旧態の中、申請に基づき、継続し交付されておるのが実情ではないかと考えております。今後のまちづくりの観点から、大胆な発想のもと政策的な交付の構築が必要と考えるが、補助金交付に対する考え方をお伺いいたします。

また、補助金等交付規則により、補助事業等実績報告書、収支報告書の提出を求めています。金額の大小にかかわらず提出を受けておられるものと思っておりますが、報告書等の審査及びチェック機能はどのようになされておられるのか、お伺いをいたします。

また、多額補助金等においても、報告書等の提出のみで審査をさせていただきます。規則には立ち入り調査等の条文はあるものの、「必要があるときは」という文言になっております。よって、多額補助金等については、証拠書類等の写しの添付並びに調査等義務づける必要があると思われ。規則の改正について考え方をお伺いいたします。

続きまして、歳出削減策についてであります。平成6年度以降、毎年、地方交付税の減額が財政を圧迫し、現在において多額の財源不足が生じてきているのが各自治体の現状であり、これを基金の取り崩しや起債で補って予算を計上してきているところであります。過去においての予算分配機能からの発想の転換が急務であると同時に、管理の時代から経営への時代と大胆な改革が必要と認識をしておるところでございます。

そうした中で、経費削減にはおのずと限界があり、過度の削減は住民サービスの低下を招きやすく、住民の批判を浴びる結果になります。この時期、予算編成に向け大変苦慮されておられるものと思われ。義務的経費、投資的経費を含め、来年度に向け歳出削減についての考え方をお伺いいたします。

また、各課配置であります。現在、本庁舎、分庁舎、トレーニングセンター、コミュニティセンター等に分割配置されており、庁舎管理費等において大きくのしかかっているものと考えます。合併協議を尊重するという前提もござい。課の機能においては、支所等に移転いたしましても、住民サービスには支障を来さない課があるものと考えております。課の配置を考慮できないものかどうか、また、給食センター等が合併以前と同様、旧町村ごとに対応されておりますが、子どもたちへの同一でのサービス提供という観点から、給食センターの統合はできないものかどうか、こうした課の配置、給食センター

等の統合により経費削減が望めると同時に、不必要になった土地建物等を処分することにより、自治体としてのスリム化が図られるものと思っております。町長の考え方をお伺いして、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 14番鯉淵議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

古内地区の農業集落排水事業の進捗状況、また、今後の計画についてということですが、現在、全体計画、測量、調査、設計等を実施しているところでありまして、これらに対する事業実施に当たっての各関係機関との協議を進めておるところであります。現地調査等につきましては、地域の皆さん方にご協力をいただき、順調に進んでおると認識をしております。個々の対応についても、ほぼ完了いたしまして、県道、そういうものとの県の協議を今具体的に進めておるところであります。処理場の予定地につきましては、現地確認の上、地権者及び隣接者の同意を得ておるところであります。

また、今後の計画であります、年度内に全体設計を完了し、全体事業費を算出して確定をしていきたいと考えております。全体事業費をもとに受益者の負担等についての分担金等の決定、古内地区農業集落排水事業推進協議会にお諮りをいたしまして、各地区での協議をしてご了解をいただきたいということで計画をいたしております。

事業実施年度につきましては、平成19年から23年までの5カ年間で予定をいたしておりますが、予算の関係ではどういうふうになりますかあれですが、計画どおりいけば5カ年間ということで計画をしておる状況であります。

次に、城里町の補助金等交付の問題であります、補助金は産業振興課所管ばかりではなくていろいろな団体の補助金、そういうものも含めてありますが、補助金の見直し、改革、そういうものについては、ご承知のとおり、各団体に対する補助金、事業や活動に対する補助金、そういうものについては順次見直しを図ってまいりたいと考えております。

今後各団体に対する補助金のあり方や合理性、透明性、公平性、そういうものについては、全体的に補助金に対する検討をしてまいりたいと考えております。見直しに当たりましては、今後作成する基準をつくって、それらに基づいて具体的な作業を進めてまいりたいと思います。補助金の廃止、縮小、統合、助成期間の設定、そういうものを全体的に見直しを図っていくとともに、一方的ではなく激変緩和措置、そういうことも十分考慮しながら進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、審査とチェック等、どういうふうに行っているのかということですが、補助金交付要綱にのっとりまして行っておりまして、その団体につきましては、大きく分類をいたしますと、事業的補助金、また、団体町民活動への補助金、各種補助金、人材育成等助成金、そういうものに分類できるのかなと思っております。いずれの補助金にしましても、町補助金等の交付規則によって、申請から交付まで一連の決裁機能を持たせて交付

をいたしております。

合併時に考えております育成補助金の見直し等も含めて、補助事業が持つ本来の目的や行政的な効果を見きわめまして、補助金の交付先である財政援助団体等においても、補助金交付の申請受領、実績報告は適切なのか、また、交付目的に従って実施され、十分な効果を上げているのかとか、そういうことも検証しながら、補助金の交付に当たってまいりたいと考えております。

次に、多額補助金等交付についての調査を義務づける必要があると思われるということではありますが、国等におきましても、地方交付税制度の見直しや国庫補助金、負担金の廃止、縮減、国から地方への財源移譲、そういうものによりまして、国と地方の財政負担のあり方が大きく変化しようとしておるときであります。事業的補助金の交付に当たっては、公平性、透明性の観点から、補助事業の交付要綱、国や県にもありますが、そういうものや町の事業交付の規則に従いまして、十分に事業効果が上がるような補助事業執行の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、歳出削減策であります。

予算の分配、管理から経営というような方向に変わっていくべきだと。そういうことは確かにそのとおりであるかと思えます。現在、町も地方自治体としてスリム化が求められておる財政計画の中にあります。そういう中で、本町の場合は、扶助費、公債費、人件費などの事務的経費が約46.8%、半分以上を占めておるわけです。投資的経費が6.8%、であります。また、財政の硬直化を示す指数であります経常収支の比率等につきましても、17年度決算で87.5%ということで、非常に限りなく100%に近い硬直化に近づいておるといのが現実であります。

これらに対しまして、義務的経費につきましても、職員数の削減や公債費については、今後の起債をできるだけ抑えていく、そういうものを行いながら、扶助費等につきましても、国・県の基準、または経費においては地域経済に与える影響、そういうものを考慮しながら、行財政改革に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、各課の配置等ではありますが、発足当時は16課2局1室1所2支所でスタートいたしました。18年3月より11課3局に再編をして、事務所の位置等につきましても、内部検討をしてまいったところあります。分庁舎の下水道、水道の場所とか、そういうことについても内部検討をしてまいりましたが、発足して間もないのに庁舎がかわるといことも、いろいろ住民サービスに低下を来たすのではないかと、そういうことがありますので、現在については現況で庁舎を配備しておるわけです。

経費削減や住民サービス、そういうものを総体的に考えていくと、一極集中をしていくということも大事かなと思っておりますが、新しく事務所を建設することについては、私は差し控えてまいりたいと思っておりますので、現在の現有の施設を有効に生かしながら、庁舎、それから職員の配置等を進めていきたいと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、給食センターの件につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 鯉淵議員さんからの給食センターの件についてお答え申し上げます。

給食センターの統合については、合併協議会の中での懸案事項でありました。その件につきまして、昨年度教育委員会の方でも、センターと十分検討してきましたが、困難な課題が幾つもあるということで、今後さらに検討していくという方向で現在のところ来ているわけでございます。

具体的に検討しましたのは、七会の給食センターと常北の給食センターを統合して、常北給食センターで調理を行うということで検討いたしました。しかし、現在、七会のセンターだけで250食余を調理しているわけですが、この分を常北センターに一括して行うとすると、給食センターの内部改装を一部しなければならないということ、現在使用している消毒殺菌装置、その他の調理衛生管理の機器、これについても、新たな導入をしないと運営が不可能であること、さらには、給食の配送の問題、米飯も現在常北センターの方では水戸の方をお願いをするし、七会の方では給食センターの中で炊飯している状態でございますけれども、この件についても、業者の方に問い合わせましたところ、七会までの配送は無理であるというようなことまで出てまいりました。

そういうことがありまして、さらには、七会の分まで配送を行うとすると、このために調理時間を早めなければならない。したがって、調理した時間から食べさせる時間までをなるべく短くということで現在対応しているわけですが、当然その時間が長くなれば、せっかく温かいものが冷えていく可能性も十分考えられると。そういうことで、経費的な問題、時間的な問題等十分検討した結果として、昨年度、現状では給食センターを統合して運営していくのは難しいというような結論に達しましたことをご報告申し上げます。

議長（小林 宏君） 14番鯉淵秀雄君。

14番（鯉淵秀雄君） 古内地区集落排水事業については、住民一丸となつての事業要望から10年が経過してございます。地域住民といたしましても、早期の完工を願望しております。この間行政側には、都市計画マスタープランでの色分けの変更、さらには、水不足解消に向けた水道事業の統合等と格段のご配慮を賜りました。山間地域生活水準向上のために今後とも格段の努力を行っていただき、今町長のご答弁の中では、予算との関係もあり得るというような話が若干聞かれましたが、一日も早い事業遂行に今後ともご尽力を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、補助金等交付でございますが、見直しはしていくというふうに聞かせてい

ただきました。その上で、いわゆる今までのばらまき方の補助金交付からいわゆる手厚く支援するもの、もしくはもう役割を終えたものと、そういうような政策的な見直しがまず大事ではなからうかということ、それから、結局、今後の一次産業、この町の基幹産業が一次産業、農業ということでありますので、そうした一次産業に携わっておられる認定農業者の育成、もしくは新規就農者の支援と、これは総合計画の中にもきっちりと明確に書かれておりますが、そうした育成、支援ということに関して、その言葉だけではなくきちっとした町のシステムをつくっていただければと考えるところでございます。行財政改革の一環としての、また、活性化対策の一助としてぜひともそうした一次産業が活性化するような施策のもと、こうした補助金が交付されるような形を整えばと思っておりますので、この辺について再度お願いをできればと考えます。

また、補助事業等の実績報告書関係の審査でございますが、現在では、先ほど町長が述べられたように、決裁機能、いわゆる担当者から課長決裁、そして、三役の決裁と、それで終了しておるのが現状だと考えております。そうしたシステムであっても、問題はないことはないでしょう。しかしながら、その3項目めで申しました多額の補助金、いわゆる3けたにわたるような補助金、100万円、200万円、300万円というような。こうした補助金等は、やはり決裁をもらうばかりではなくて、それに係る証拠書類の提出、いわゆる領収書の写しの添付ですとか、そういう形がきちんと整っていなければいけないのではなからうかと考えます。その上で、いわゆる報告書等が作文に終わらないように。

今の段階では、恐らく決裁機能だけで済ませていますので、恐らく報告書が作文であってもそれをチェックしてもらえないというのが実情かと考えております。そういう意味から、やはり多額な補助金については、きちっとした証拠書類の添付と、それから、その報告書に基づく調査、これをきちっとその規則の中に明示できないものかどうか、それを再度お聞かせいただければと考えます。

続きまして、歳出削減策でございますが、人件費の削減を主に今現在やっておられるのかなと。投資的経費に関しては一律のカット、先ほど申されましたように、扶助費、人件費、公債費等はカットできないものですから、そのしわ寄せが土木予算ですとか、教育予算の方に若干向いているのかなという感じがいたしてなりません。それを根本的に変えていかなければ、恐らくこの四、五年がこの城里町、公債費比率にしても経常収支比率にしても、ピークになっておられるのかなとは考えますが、そうした根本のところの改革をしなければ、将来的な財源不足は否めない事実になってくるのかなというふうに思っております。いわゆる歳入の増がこのままでは見込めない状況でございますので、その辺をやはり根本的に考えていただければと。

それは要するに、その次に申し述べましたいわゆる課の配置でもって、いわゆる新庁舎を建てるとかそういうことではなくて、桂支所のスペース、もしくは七会支所のスペース、この辺に課を配置しても支障を来たさない課があると、私は考えております。そういう意

味から、庁舎管理費等の削減、そしてまた、自治体のスリム化が言われて久しいわけですが、そうしたものに徐々に手をつける必要があると思っております。

というのは、いわゆる分庁舎だって、もう今は水道課ですとか、土地改良区ですとか入っておられる。そこにかかわる庁舎管理費等が結構大きな金額になってきておると考えます。そうしたものを桂支所へ配置することによって分庁舎があく。そうした空き施設の売却等、もしくは土地の売却等をきちっとしながら、自治体のスリム化を図り、その上で人件費の抑制に努めていく、これも大事なことではないかと私は考えています。

そういう中で、こういう課への配置関係が支所配置は難しいということ、もしくは教育長から給食センターの統合が難しいという話がございましたが、そういう難しさがあるのであるならば、いわゆる今の町有財産の中で要らないものと必要なもの、必要でないもの、その区分けをしながらきちっと処分をされていく。この1つ典型的な例が恐らくヒットパチンコ屋さんのところの道路沿いです。細長く町有地が残っておられるという話を聞いています。これは町有地として残しておいても何ら町としては役に立たないというか、そういう町有地だと、細長いということですので。

だから、そういうものをやはり隣接の方に買っていただく、買収していただくというような方法もあるかと考える中で、やはり必要もの、不必要なものをきちっと区分けをして、処分できるものは処分をし、その負担を少しでもやわらげていくという努力が、この四、五年の間は必要ではなからうかと。そうしたものをきちっとルールを敷いておかれれば、後の予算化としての措置は大変楽になってくるのではなからうかと考えてございます。そうしたものを念頭に踏まえ、再度の答弁をお願いできればと考えます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 第1点目の農業集落排水については、できるだけ予定に沿ってできるように努力してまいりたいと考えております。

また、補助金等につきましては、平成19年度に外部も入れた補助金のあり方とか、総体的な見直しをする検討会みたいなものをつくってやっていこうということで、庁内でも今検討しておるところであります。いずれにしても、ばらまき補助とかそういうことを言われぬように、そういう補助体系をつくり出していきたいと思っております。

また、新規就農者、そういうものにつきましては、多分産業振興課等で相談していただければ、農業改良普及所とか、国・県の制度もそういういろいろな制度があると思いますので、そういうこともあわせて活用しながら、補助を受けていただきたいなと思っております。

次に、多額補助金等につきましては、恐らく国か県と一緒に補助をしておるような事例がほとんどだと思います。そういう中では、国・県等につきましては、国は国、県は県の基準によって書類審査、また、大体は県あたりは実地調査もありますので、そういう中で、

町も補助金交付要綱に従って、国・県の補助、そういう基準は超えられませんが、そういう機能を持たせながらチェックをしてまいりたいと考えておるところであります。

次に、歳出の削減であります。財政問題であります。根本解決をしていかなければならないという認識は私も持っておりますが、いずれにしましても、現在の町債を減じていくということは肝要かなと思っております。そういう中で、入るを削って出るを制するというふうなこともあります。その入る方も町としても税源を生み出すような企業とか、産業とか、そういうものを導入できるような努力もしてまいりたいとそういうふうにご考えておるところであります。

また、各課、分庁舎の問題であります。前にもほかの議員さんからもありましたが、現在庁内でも検討中であります。下水道課、水道課をほかの支所なり、庁内でもスペースがあればそういうところへ戻すということも、全体としては、現在検討をしておるところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、不用財産の処分等につきましても、そういうご意見に従いまして、現在持っているような不用財産、不動産、動産合わせて、そういうものも適正に処理してまいりたいと考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 14番鯉淵秀雄君。

14番（鯉淵秀雄君） 最後に、総合的な見地から、今町長の方から答弁がございましたように、19年、補助金関係につきましては、検討会を作成してというような話がありました。私の持論からいけば、いわゆるこうした審議会、もしくは検討委員会、これは1つの行政の説明責任を地域というか、その代表者、委員の方に説明責任を果たすのみと。そしてまた、この検討委員会、審議会なるものが、いわゆる行政の責任逃れの1つの避難口になるのかなと、そういう思いで考えております。

いわゆるこれからの地方分権の時代は、行政側がきちっと検討委員会で説明する、審議会で説明するではなくて、住民に対しての説明責任、これをやはり果たしていくべきなのかなと。その上でやはり行政が責任を、分担を明確にして、やはりみずからの責任の中で自己決定をされていくという言葉がございますが、そうした態度を明確に行政が出していないと、やはりここでその人材は育ててこない。その逃げ道をつくらずに、その根本である行政の要するにリーダーシップ、それをやはり明確に打ち出しながら、こうした作業を進めるべきだと考えますので、これは条例によってつくらなければならない審議会もあるでしょうし、いろいろな形の中で審議会を構成しているわけがございますので、余り否定的な考え方は述べたくはありませんが、ただ、やはり行政側の説明責任を明確にしながら、やはり行政側が最終的に責任をとる、その審議会、検討委員会を逃げ道にすることなく責任をとるという姿勢を見せてほしいということで、ちょっと町長の考え方をもう一度最後にお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 補助金等につきましての審議会と申しますか、そういう形のもの、行政できっちりと決めていったらいいのではないかと申すふうなご意見でございますが、行政もなかなか自分のセクションを守ると、そういうこともありますので、かえって私はそれと一緒に外部の人も入って、外部のご意見も承りながら、その方針とそれから最終的な責任は行政が持ちますが、いろいろなご意見をいただいてその方向を決めていった方が、より住民に対してわかりやすいことになるのではないかと申すふうにご意見を伺っております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小林 宏君） 以上で、14番鯉淵秀雄君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、9番杉山 清君の発言を許可いたします。

9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 9番杉山 清であります。通告に従い、質問に入らせていただきます。前置き前座はなくしてやらさせていただきます。

診療所運営であります。去る11月27日、盛田保険課長が、私どものところに来られまして、七会診療所と沢山診療所の今後の方向づけについて説明をいただきました。内容を聞いてまず耳を疑ったのと、なぜという疑問を抱きました。そういった中で、通告の締め切りも11月30日ということで、時間がない中で、大枠で質問事項を書かせていただいた次第であります。

その後、12月8日、議会全員協議会において、城里町国保診療所運営について検討報告をいただきました。まずもって私は、七会診療所の改善策については賛成であります。沢山診療所の廃止は反対であります。そこで、町長にお伺いしたいのであります。3年前、これは前後になりますが、桂時代に私は、2回の診療所関連の質問をさせていただきました。ご記憶があると存じます。内容については、診療所の施設の改装、使用改善、そして、大宮済生会病院のオープンに伴う対応策、院外薬局の受け入れによる差益とメリット面などあります。このときの答弁を思い出していただければと思います。

沢山診療所の調先生については、着任後3年余の間、村民、そして町民のために働いていただいたことに対し、深く感謝をする次第であります。また、平成15年7月に着任されてから、診療所運営に対し、先生の方から改善策や要望などに対して、町はどのように対応していったのかお聞きしたいと思います。そして、先生の方から桂地内に開業の話はいつごろあったのかお伺いします。

2点目であります。

17年度会計で繰入金1億1,877万5,000円の七会診療所が、入院施設をなくし、存続はよいのであります。繰越金、黒字、17年度3,079万7,348円で廃止となる沢山診療所、これは3年間で1億5,000万円弱でありますよ、黒字は。そういった廃止についての、また、

七会との双方のメリット・デメリットはどこにあるのかお伺いします。

3点目ではありますが、これが大事だと私は思うんです。時間とお金をかけて3町村の話し合い、合併協議会がありながら、まずもって診療所の内容は合併協議会にのっていない。そして、合併後2年もたたないうちに、閉鎖、廃院。今後ますます高齢化が進む中であります。そういったことを考えますと、町長の公約でもある安全・安心のまちづくりに対して、私は公約に違反するのではないかと思います、この辺もお聞きしたいと思います。

4点目であります。

最近の医療事情を見ますと、県内だけではなく全国に僻地や医療機関の不足、市町村においては医師確保策は深刻な問題であります。茨城県にとっても、北部地域、特に早急に対応が求められていると聞いております。解決策として県は、今年度から筑波大学に医学部がありますが、その学生枠の増員を設けて、卒業後、県北、僻地、また、医療不足の町村診療所に張りつけようというやさき的时候に、県内でも最優良としている沢山診療所が廃止となるわけでありまして。年寄りや地域の方の一点のともしびを消そうとしているわけでありまして。今まで国保の運営協議会、そして、全協の報告はありましたが、今後桂地内、区長さんや長寿会の代表とか、そういった方を入れて協議会を設けるようなことは考えているのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上4点、廃止した場合には新設は絶対にあり得ないと思います。最善最良の答弁を町長に求めます。

以上、1回目の質問を終わりにさせていただきます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 9番杉山議員からの一般質問についてお答えを申し上げます。

旧桂村時代の一般質問のことがありましたが、16年の9月15日に質問をいただいております。これは院外処方をしたらどうかということでありまして、それについては検討もいたしました。あれぐらいの規模ではなかなか院外処方というふうな、平均的には1日50人未満ですから、50人を超えればできるそうだというような各医者からも話は聞きましたが、そういう中で、現在に至っておるわけでありまして。

町の旧村時代からの対応が何かおこなっているのではないかというお話であります。沢山診療所、平成11年ごろが一番繰入金金が2,900万円ということで、一般会計からの繰り出しをしております。12年が2,800万円です。私は12年の夏に就任をいたしました。13年が2,000万円です。14年が900万円です。15、16、17年と約600万円ぐらいで推移をしているが、これは起債償還のための法定の繰入金というのが大体600万円ぐらいなんです。ですから、それは一般会計から繰り出した、そして、なおかつ年度末にはそれを返してもらって、2,000万円なり、3,000万円なりの剰余金が出てきたということはこれは事実であります。

そういう中で、対応を私もしてまいりましたが、看護師の問題、それから、窓口受付の事務のアウトソーシング、そういうこともしてまいりまして、こういふことで現在のように至っておるわけですが、その間、医者の方にも本当に一生懸命仕事をしていただいた結果だと思って、私も感謝をしております。いずれにしましても、それ以前は、やはり医者不足とか、医者がかかわるとか、そういうたびにその次のお医者さんをどうするのかなということで、これを切り抜けてきたわけですが、そういうことで検討してまいって、現在までここ数年間は黒字経営ということが事実であります。何もしなかったわけではありません。

それから、開業の話はいつごろからあったのか、ことしの夏前にありました。実は去年の3月、4月にもやめる話はありませんでしたが、私の方でお願いをして継続して勤めていただいた経過があります。その後、独立をしたいというふうな話が私の方にも伝わってまいりましたので、本人から聞きましたらば、独立をしてやりたいということで、できれば桂地内ということでありましたので、私は医者がなかなか来ない地区だから診療所を営んでいたというふうな長い経過があると思います。そういう中で、まだ若いですから調先生は、そういう人が開業してくれる、地元でやってくれるということは、やはり流れとしては私はいいのではないかと、そういうふう感じておるところであります。

毎日の患者さんを見てもみますと、50人か49人とかそういう数字でありますから、2つの診療所は成り立たないのかなとそういうふうにも考えておりますが、調先生もそういうことで話があったのは、ことしの夏ごろであります。

それから、合併協議会のときに診療所の話が出ていなかったのではないかとありますが、これについては、こういう細かい数字、経営内容については事務レベルでは話になっていたと思いますが、合併協議会の問題としてはそういうわけで出てこなかったのではないかと考えておりますが、診療所の先生が診療所からかわって個人開業をするということに対しては、私は安全・安心が失われたと、そういうふうな解釈はしておりません。調先生も今まで以上に一生懸命夕方遅くでも何でも働くと、そして、住民のために尽くしたいというふうな気持ちでありますので、私はその辺は十分意を酌んでおるつもりであります。これによって、安心・安全の地域がなくなるとかそういうことではありませんので、私は住民にも納得していただけたらと思っております。

次に、協議会等の立ち上げであります。これについては、私はつくる考えはありません。国民健康保険運営審議会、そういうもののお話も、諮問もいただいて、そういう中で検討をしてきたわけであり。改めてそういう地域の方に、協議会、審議会、そういうものをつくっていくという考えはございません。

以上であります。

9番（杉山 清君） 1点目の要望改善策はあったのかどうか、そのあれが出ていないです。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 1点目の町の対応ということですね。これについては、先ほども申し上げましたように、診療所の経営改善については、ご質問がある以前から進めておったわけでありまして。だが、院外処方については、いろいろな事情でこれは実行はしておりませんが、経営改善には取り組んでまいったわけです。

以上です。

9番（杉山 清君） 一番初め、先生からの要望、要するに改善策といった場合の対応はあったかどうかということ。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） これは診療所の先生、鈴木先生と調先生、私は2人の先生方と接しましたが、先生からはいろいろな要望はありましたよ。事務長を置いてくれとか、看護師をもう1人ふやしてくれとか、窓口を2人にしてくれとかありました。そういう中で、現行までの対応で、忙しい話があります。そういう中で対応して、私は先生方に感謝をしております。そういう中で対応できるところはしてまいりましたが、現在のやり方で私はよかったのではないかとそういうふうに思っております。

議長（小林 宏君） 9番杉山 清君。

9番（杉山 清君） まず、1点目に質問した項目であります、私は院外薬局を答えてもらおうとは思わなかったんですが、出た形ですからお話ししますけれども、まず、ここには書いてないんですが、14年度の調剤というか、薬ですか、これの会計の方が頭の中では7,200万円ぐらいあったと思います、その当時。これは薬局関係とかそういうところで調べた形の中で、その金額で割り出した中で、約400万円の差益は出るのである、そういうことで私は出していった経緯があります。それは町長の方から話がありましたので。

それと、まず、改善策、要望があったという形ではありますが、私も先生の方から聞いております。まず、これは私も診療所とか、その当時の村の各施設などを回っているいろいろな、町長も一番頭にあるのはバリアフリーだと思いますけれども、あと出入り口の問題とか、そういった改善策を出していったと思うんです。これは院外薬局を出す前に出した質問であります。

それで、それと同じような形の中で、先生の方から、まず、診察室のプライバシー、そういったものも出ていたと思うんです。また、その当時、桂の議員であった加藤議員が待合室の件、そういうのも出していったと思います。そういったものを、例えば、今までの間相当年数たっていますけれども、金額的にはそれほどかかっていないと思うのです。やはり1年間の利益を出した、要するに褒美ではありませんが、そういった策というものも必要ではなかったのかなと私は思う次第であります。

それと、ちょっと調べた中でありますが、なぜ桂で診療所が閉鎖されるのかと私は疑問に思って調べたんですが、まず、七会の人口が11月末で2,409人です、それで診療所1つ。桂は6,090人です。そして、調先生がそこに個人病院を開くとなれば1つです。常北町は1万3,886人です。そこで総合病院も含めて5つあるんですよ、病院が。そういった結果を私はある大学病院の方に聞きました。これは今調べている最中ですからあれですけども、内科診療に限っては3,000人、3,500人ぐらいいればある程度やっていけるのではないかと。ただ、要するに国保ということになると、やはりしょっぱい点もある。ただ、医療というのは、プラスマイナスだから、マイナスになるからやめるとか、そういう形で果たしていいんですか、これからますます高齢化になるんですよ。それを要するに私は出していた中で、質問を済生会の問題も出したではないですか、そのときになぜもう少し適切な答えを出してくれないんですか。

例えば、今までの桂の診療所の経緯というものもあります。約10年前に阿波山に個人の歯科医院ができました。そのときはなぜ歯科医院はやめなかったんですか。そして、42年に新しい診療所が役場の東側にできました。それまでやっていた黒木先生、黒木先生にはそれまでやっていた施設を全部貸したのではないですか、そして新たにつくったのではないですか。そういったことを踏まえたときに住民はどういうふうに思うかももう少し考えていただきたい。

また、先ほど住民の方とは説明、またはそういう場を設けない、そして、そういったお互いの話し合いは設けないという形でありました。それはそれでいいでしょう、違う形の中で私も進めていきたいと思えます。ただ、やはりここで私が言いたいのは、教育、そして、年寄りの方に一番先に弊害が出、そして、改革だ改革だという形の中でツケが回るわけでありまして。何回言っても恐らく同じ答えでありましょから、もう3回とは言わないでこれで終わりにします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 杉山議員の2回目の質問であります、平成15年度の医業費の7,400何十何万円という話は、多分医業費が全体のうちにだんだん上がってくると、そういうふうなことでご質問があったのかなと私は記憶しております。診療収入がふえれば営業収入もふえると、そういうことであります。

それから、診療室のプライバシーの問題であります、これについては、私も十分話は聞いておりまして、今年度その部分を直そうということで、予算を計上をしたところがあります。そういう中で、今回 調先生がおやめになるということで、県へは七会の医師の方1人が県へ帰ることなのでそのかわり、それから、調先生がいなくなったときの医師を確保願いたいということで、2人の医師の要請をしておりますが、県では2人は難しいということで、いずれにしても医者がいないと、そういうことで、現在の情勢に至ってお

るわけで、非常に医師確保が今後難しい。

それから、もう一つは、やはりプラスマイナスの話ではありませんが、私はそれはプラスがいいし、マイナスはだめだとか、そういう決めつけはしておりません。地域の医療をどうやっていくかということで、それでは、例えば診療所も開業して医師を置くということになれば、やはり今度は赤字で問題をいつまでも長引くことにはならないのかなというそういう心配をしておるわけでありませぬ。そういう中で、そのプラスマイナスの問題ではなくて、やはり地域で今までの診療所の先生が医療をやってくれるということが私は一番いいのではないかと考えております。

それから、歯科が新しくできたときなぜやめなかったのかということは、私に聞かれてもそれはちょっとお答えしようがありません。

そういうことで、中の改装についても、全面改装といいますか、張りかえとかそういうこともやってまいりました。それから、確かに診療所の今までの診察室と待ち合いをしているところのバリアがなっていない、できていないということなものですから、これについては、そういう形で調先生が長く勤めていただけるということで、今年度の初めに予算をとったわけでありませぬが、そういう話になったものですから、執行しないで行かぬわけですね。

以上であります。

議長（小林 宏君） 以上で、9番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

なお、杉山議員に申し上げます。ご承知のこととは思いますが、一般質問は通告制になっておりますので、これからは通告した項目数により質問をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 2時27分休憩

午後 2時52分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日とあさっての14日は休会といたします。次の会議は15日金曜日、午後1時に本会議場において開会し、議案の質疑に入りますので、会議10分前までに時間厳守の上お集まりくださるようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議案第84号に対する全員協議会のため、15日金曜日、午前10時に議員控え室にお集まりくださるようお願い申し上げます。

以上で、本日は散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時53分散会